

真の分権型社会の実現

地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

眞の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

こうした中、令和元年10月に、地域間の財政力格差の拡大を理由に、再び法人事業税の一部が国税化され、これまで以上の規模で都道府県に配分する新たな措置が講じられた。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行い、各々の個性や強みを発揮することが重要であり、地方自らが地域の課題解決に率先して取り組んでいくため、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保する必要がある。

そのためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税収の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと合わせ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

<具体的な要求内容>

- (1) 地方の眞の自立を確立するため、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、

国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。

- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。